

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月20日現在

機関番号：11301
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22530302
 研究課題名（和文） 経済システムにおける政府と第三セクターの適切な行財政関係の設計
 研究課題名（英文） Design of Adequate Administrative and Fiscal Relationship between The Government and The Third Sector
 研究代表者
 佐々木 伯朗（SASAKI NORIO）
 東北大学・大学院経済学研究科・准教授
 研究者番号：10263550

研究成果の概要（和文）：本研究は、NPO を含めた第三セクターに着目して、公共サービスの提供を中心としたその活動の理論的分析、制度的位置づけ、そして組織の展開過程に関する日本と欧米諸国との比較を行った。その結果、第三セクターの行動は利他的原理として特徴づけられ、現実の経済においては保険組織として現れることが示された。そして、年金や福祉といった社会保障においても、欧米ではかかる組織が自発的に行ってきたサービスを国家が追認する形で制度が形成されてきたのに対し、日本では政府の上からの政策によって制度が作られ、負担の面で企業がそれに抵抗してきたという違いが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：This research investigated characters and developments of the “Third Sector” with respect to the role of providing public services. From a viewpoint of theories, institutional setting and the historical development, this research compared Japanese Third Sector including nonprofit organizations to European and American ones. As a result, it is found that the behavioral principle of the Third Sector is characterized “altruistic” and the character can be seen often in insurance organizations. In the field of social security Japanese government made institutions, organizations of pensions and social services in contrast to European countries, where these institutions were established originally by the Third Sector themselves and admitted by the governments afterwards.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：経済学

科研費の分科・細目：財政学・金融論

キーワード：政府、第三セクター、社会サービス

1. 研究開始当初の背景

現在先進各国では、財政的制約の下でこれまで政府部門が担ってきた公共サービスが NPO 等の民間部門によって多様な形で供給

されるようになってきた。特に日本では 1998 年の特定非営利活動促進法（NPO 法）以降、福祉サービス等の領域で NPO の拡大が見られ、それ以外の分野でも政府部門が提供して

きたサービスの外部委託や、指定管理等の動きが全国的に見られるようになった。

研究代表者は、これまで新制度派経済学等、新しい経済学のツールを用いて現代の福祉国家の財政構造が形成される要因を解明することを主な研究課題としてきた。そして各国における福祉政策の実態を見た時、それがスムーズに行われるか否かは、実施の担い手となる、政府でも企業でもない第三セクターに大きく依存していることが明らかとなった。

伝統的な経済学においては、これまでNPO等の組織は、「市場の失敗」と「政府の失敗」を補完すること以上の意味を持たなかった。しかし現在では契約の経済理論等の進展によって、公共サービスの多様な形態での供給が経済厚生を高める意味で注目されており、NPOが公共財や準公共財の提供の主要な担い手になりうる、とされている。そして、NPOと政府の社会サービス提供における相互依存関係が各国の事例分析を通じて精力的に進められつつある。こうしたアメリカにおけるNPO研究の進展とは別に、ヨーロッパでは、NPOに加えて協同組合や営利企業も含めた「社会的企業」(Social Enterprise)が、国家、市場、コミュニティの三者から構成される社会システムの中で独自の役割を果たすものとして研究の対象となってきた。このように、従来のNPOよりも広範な「第三セクター」を考えた場合、改めてその成立要因や機能、政府部門との行財政関係に関する根本的な考察が必要といえる。わが国でも近年、第三セクターに関する経済学的、財政学的研究が行われてきたが、従来の標準的な経済理論に立脚した分析が中心であった。しかし、第三セクターという概念自体がそうした従来の理論では説明できない部分を含んでいるのであり、かかる対象を扱う研究には、経済学、財政学のみならず、法学、政治学、社会学といった他の社会科学、さらには数理学、認知科学といった学際的分野の知見を動員した多面的な分析が必要であろう。以上が本研究の学術的背景である。

2. 研究の目的

本研究の主な課題は三つある。第一に、経済システムにおける第三セクターの形成過程を理論化し、国毎に第三セクターの規模や機能が異なる理由に関する仮説を提示することである。第二に、各国における政府と第三セクターの、税制や補助金等を通じた行財政関係を把握した上で、それらを比較し、共通点と相違点を説明することである。第三に、福祉を中心とした住民サービス等の政策における、一般政府部門と第三セクターとの適切な役割分担の設計に関する政策提言を行うことである。

3. 研究の方法

第一に、まず経済学、経営学、社会学、法学、政治学等社会科学における各分野における第三セクターに関する議論のサーベイを行った。そこでは、これまで経済学において支配的だった公私二元論の根本的再考のため、近年注目されてきた公共哲学の知見もふまえた「公共性」概念の再検討も行った。他方で、数理学や生態学等における進化ゲーム理論の諸文献を検討し、経済組織の形成への適用可能性を探った。以上の基礎的作業をふまえて、経済システムにおいて第三セクターが成立する理論的根拠の解明に取り組んだ。

第二に、各国における第三セクターの法的形態や、税制・補助金等政府との行財政関係の現状を文献や統計資料の検討、および調査によって把握し、その特徴についてまとめた。

第三に、ドイツ、フランス等の大陸ヨーロッパ諸国は歴史的に第三セクターの役割が大きな国と考えられるので、両国について特に現在の社会保険制度や社会サービス提供体制の成立に至る過程における、政府と第三セクターとの関係の展開を、文献調査等によって明らかにすることを試みた。

4. 研究成果

(1)理論面では、経済組織の歴史的な発展のメカニズムの解明にあたって「意図せざる」制度の形成を中心的な命題の一つとする「進化ゲーム理論」の適用を試みた。利得の最大化を目的とする主体同士のゲームにおけるナッシュ均衡において、他の戦略を取るよりも利得が大きく、かつ、当該戦略自身に対しても最適な反応となる戦略を「進化安定戦略 (Evolutionary Stable Strategy: ESS)」とよぶが、この下で形成される主体の一定の行動パターンが「制度」とよべる。そして、ある行動パターンをとる主体が全体の中で一定の割合を占めるようになれば、それは他の行動パターンを取る主体とは区別されるグループが成立したことを意味し、社会集団の形成につながる。

進化ゲーム理論から現実の社会集団や組織を説明する場合に課題となるのが、一つは現実の社会や経済に適合したゲームのルールや主体を想定することであり、もう一つはそのシステムの下で行うゲーミング・シミュレーションの結果成立する社会規範がやはり現実の社会や経済で存在する規範に適合的であることである。既存研究では、文化人類学における部族内の分配規範の研究をヒントに、ある集団の一部の構成員が獲得した希少資源が構成員全体に再分配される規範の成立が進化ゲームの手法を用いて導出されている。この研究では再分配される希少資源が「公共財的性質」を持つがゆえにフリー

ライダーを生み出し、その抑制のためには「寛容でない」構成員の存在が必要であることも示されている。希少資源自体は「公共財」というよりは、社会の多くの構成員がそれを望むか否かという「価値財」的性格を持つと考えるべきではあるが、集団に必要な「不寛容な」構成員の存在はフリーライダーに対する懲罰によって担保される点を考えれば、この研究は再分配にあたって課税やそれを拒否する主体への懲罰を実行できる権力を持った集団の存在が社会にとって不可欠であることを示している。よって、かかる集団を「政府」と言い換えることもできる。政府の経済的本質は、強制的な財源調達による財やサービスの特定の受益者への裁量的提供、およびその裏側としての強制的な所得の再分配にある。

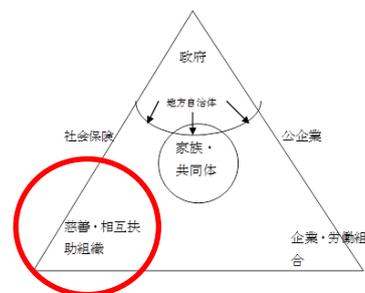
進化ゲームにおける利他的行動に関しては、サグデンによる興味深い研究がある。自分が相手を裏切ることで利得を得るゲームが何回も繰り返される場合、長期的な利得が最大となる戦略は、自分が裏切られた直後に相手を裏切り返す「しっぺ返し」(tit-for-tat)戦略であるが、相手の事前情報が分からない第1手で裏切った場合、この戦略では裏切りが繰り返されて互いの利得がゼロのままになってしまう。より望ましいのは最初に相手に協力するケースである。サグデンはこれを「勇気ある互恵性」(brave reciprocity)と呼んでいる。つまり、相手の情報がわからないゲームの最初において互恵的行動を取ることによって、最終的に自分の利得も最大にできる、ということが示されるのである。このことは、進化ゲームにおいて利他的行動が制度として成立しうることも意味する。かかる利他的行動を恒常的な行動パターンとする経済主体が、「利他的組織」とよべるだろう。

以上の結果は、われわれが経済システムを考える場合、利益最大化を目的とする企業、強制的再分配を目的とする政府、および利他的行動をとる団体、の三つを主要な組織として想定することが論理的に無理のないことを示すものである。

(2)本研究では、第三セクターを表面的な利益の非分配という条件ではなく、社会的企業を含めた「利他的組織」と定義した上で、その活動の特徴が、参加者の相互扶助にあり具体的には保険システムが該当するとした。そして、企業の行動様式たる市場原理、政府の行動様式たる再分配原理と対比させて利他的原理の取引形態、追及される価値、組織形態に関して検討した。その結果、経済システムにおける各社会集団の位置づけは、以下に示したように第三セクターを中心に置いたペストフの図とは異なってくる。三角形の各

頂点は、上述の三つの原理に完全に対応する組織を示す。すなわち、市場原理には企業、再分配原理には政府、利他的原理には慈善・相互扶助組織が対応する。この三つの典型的形態を基本に、経済に存在する多様な組織が三角形の内部に位置づけられることになる。例えば、三角形の左辺には再分配原理と利他的原理の中間的な組織が位置づけられることとなるが、これは年金保険や医療保険のような社会保険を意味する。保険的運営が行われる一方で、保険料の徴収には強制性が伴うからである。また、財政状況に応じて、さらには低所得者対策等のために政府からの補助金が投入されることも、かかる社会保険組織が三角形の左辺に位置づけられる根拠である。他方、三角形の右辺には、企業と政府の中間的性格を持つ組織、すなわち社会サービス以外の公企業が対応する。ここでは、一般政府とは異なり対価を伴って財・サービスが提供されているが、多くの場合他企業の参入は許されず独占的に提供され、またその経費の一部は一般政府からの補助金により賄われている。また、三角形の底辺の中央には、いわゆる「社会的企業」が位置するが、先に述べた通りこれは必ずしも非営利である必要はなく、むしろ営利的性格を残しつつ構成員間の相互扶助を主たる目的に活動する企業ということができ、具体的には協同組合や各種の共済、相互会社に対応することになる。

図 経済における第三セクターの位置づけ



(3)実証分析の面では、上記の理論的成果を手がかりに、まず、第三セクターの活動が活発な国の一つであるフランスについて、その法制度や組織の検討を行った。その結果、中央集権的な国の代表とされているフランスにおける公的組織は、実は共済や協同組合等、独立性を持った組織と密接な関係を持って運営されており、特に福祉や年金、保険といった社会サービスを運営する公的機関はかつて第三セクターが行っていた上記の活動に政府が責任を持つ形で成立したことが、制度に関する歴史的検討を通じてわかった。よって、一見政府の役割が大きな国に見えるフランスは、政府と第三セクターとの関係という視点から見た場合、分権的な国であること

が明らかとなった。

また、福祉を中心とした社会サービスの日本における提供の歴史と現状についても分析した。その結果、現状ではそれまで公共部門が提供していた社会サービスが指定管理者制度等によって企業等民間部門に委託されるといった外部化が進行していること、その一方で委託先として期待されている地域自治組織やNPO等の非営利部門は日本では十分な技術・資金に欠けること、それらの結果として社会サービスの市場化が進行する可能性があることを示した。この結果は、本研究の目的の一つである、各国における政府と第三セクターの行財政関係の把握における、日本の事例として重要である。

さらに、公的年金および企業年金の歴史的な展開に関して日本とドイツの比較を行った。そこでは、ドイツの年金制度が共済組合等の自発的な相互扶助組織から発展してきたのに対して、日本の公的・私的年金制度は共に政府による再分配政策として制度が形成されてきたことが明らかとなった。そして、かかる差異をもたらした理由として、日本の年金制度がドイツにくらべて、「相互扶助性」ともいえる、利他的組織が本来的に持つており企業とも政府とも異なる性格に乏しいからではないかという見通しを示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① 佐々木伯朗 「年金保険の組織構造の日本の特質—公的年金と私的年金との関係を中心に—」『研究年報経済学』(東北大学)、査読なし、73 巻 4 号、掲載確定、2013
- ② 佐々木伯朗 「書評—グローバル化における地域再生の方途をめぐって」『日本地方財政学会研究叢書』、査読なし、18 号、2011、217-221

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐々木 伯朗 (SASAKI NORIO)
東北大学・大学院経済学研究科・准教授
研究者番号：10263550

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

研究者番号：